

日医発第38号 (地Ⅱ12)

平成29年4月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉義武

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質課長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成26年には同規則が改正され、関係指針の公示など周知啓発が行われてきました。

本件は、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられていることから、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のために、事業者には石綿の必要な除去等措置の実施等を求めているものです。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会、医療機関等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。



基安化発 0403 第 3 号
平成 29 年 4 月 3 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

わが国において過去に輸入した石綿の多くが建材として使用され、現在も、これらの石綿を含む建材を使用した建築物・工作物が多くあります。

こうした中、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、これまでに関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

しかしながら、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられているところです。

つきましては、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、下記事項の実施について、貴会会員等関係事業場に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、下記に関する具体的な注意点については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] を厚生労働省ウェブサイトに掲載しており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第 21 号）の 2-1-1 及び 3 の具体的留意事項として同マニュアルに示しておりますので申し添えます。

記

1 石綿の必要な除去等措置の実施

事業者又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 34 条の建築物貸与者は、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、石綿建材の使用状況を把握し、その損傷劣化状況について必要な頻度で点検を行い、建材の損傷劣化状況等を踏まえ、建築物の使用予定年数等に応じて必要な除去等を順次実施していくこと。

2 除去等措置の適切な選択等

除去等の措置に当たっては、除去、封じ込め又は囲い込みのうち、状況に応じた適切な措置を選択するとともに、措置が所期の目的を果たすよう適切な方法で行うこと。

3 適切な発注の実施

能力のある業者に発注する等により、上記 1 及び 2 の措置の適切な実施の確保に努めること。

4 その他

今後も利用を継続する建築物に対する調査は、解体時の事前調査と目的・内容が異なることに留意すること。

また、建築物等を解体する際には、石綿則に基づき、改めて施工者は建築物等の石綿の使用の有無に関する事前調査を行う必要があるので留意すること。

【参考】「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」